計量法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十七号

計量法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書中「九百七十円」を「四百二十円」に改める。

別表第二第八号ハ中「百九十円」を「百八十円」に、「二百二十円」を「二百円」に、「三百十円」を「二百九十円」に、「三百四十円」を「三百二十円」に、「九百二十円」を「八百六十円」に、「九百五十円」を「八百九十円」に改める。

別表第四第五号ニ中「四十五万八千三百円」を「五十二万三千六百円」に、「三十二万八百円」を「三十一万五百円」に改め、同表第九号及び第十号イ中「四十三万円」を「百七十二万円」に改め、同号ロ中「三十七万千七百円」を「百四十八万六千七百円」に改め、同表第十一号中「四十三万円」を「百七十二万円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

経済産業大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十八号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年二月十六日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

法務大臣　小泉　龍司

経済産業大臣　齋藤　健

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七十九号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令

内閣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二十五条第一項、第三十二条第一項、第五十八条第二項ただし書、第六十四条第四項並びに第六十五条第三項及び第八項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（法第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合）

第一条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十八条第二項ただし書の政令で定める場合は、法第五十七条第一項に規定する対象事業活動支援に係る債務の保証をする額、出資の額又は引き受ける社債の額が、それぞれ二百億円以下である場合とする。

（法第六十四条第四項の政令で定める事業年度）

第二条　法第六十四条第四項の政令で定める事業年度は、令和二十二年度とする。

（積立金等の処分に係る承認の手続）

第三条　脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、中間事業年度（法第六十四条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る同条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第四項第一号及び第二号に掲げる金額の合計額が零を上回る場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を中間事業年度の翌事業年度以降において同条第一項に規定する各業務勘定に係る業務の財源に充てるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、同条第四項第三号の承認を受けなければならない。

一　法第六十四条第四項第三号の承認を受けようとする金額

二　前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2　前項の承認申請書には、中間事業年度末の貸借対照表、中間事業年度の損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第四条　機構は、法第六十四条第四項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、中間事業年度末の貸借対照表、中間事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、中間事業年度の翌事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2　経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第五条　国庫納付金は、中間事業年度の翌事業年度の七月三十一日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第六条　国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一　法第六十三条第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定

二　法第六十三条第五号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定

三　法第六十三条第六号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金　エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定又は電源開発促進勘定のうち経済産業大臣が財務大臣に協議して定める勘定